

令和3年11月11日

●金沢市告示第335号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和3年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710105535	ショートステイ れんげ	金沢市北安江4丁目15番33-3号	株式会社アジアネットワーク石川	石川県河北郡津幡町字潟端415番地9	短期入所	知的障害者 精神障害者	令和3年11月1日
1710105543	ワンダーフレンズ金沢	金沢市幸町23番1号 シナジービル2階	株式会社ワンダーフレンズ	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番10号	就労継続支援B型	特定なし	令和3年11月1日
1710105550	就労継続支援B型事業所つぼみ	金沢市寺町3丁目14番15号	株式会社 Givers	金沢市有松2丁目4番24号	就労継続支援B型	特定なし	令和3年11月1日
1720105384	グループホーム れんげ	金沢市北安江4丁目15番33-3号	株式会社アジアネットワーク石川	石川県河北郡津幡町字潟端415番地9	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	令和3年11月1日

●金沢市告示第336号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和3年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
やまと@ホームクリニック	金沢市西泉2丁目1番地	令和3年9月1日

2 訪問看護ステーション

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人社団KaNaDe	金沢市西泉2丁目1番地	あっとほーむな訪問看護ステーションやまと	金沢市西泉1丁目149番地2	令和3年8月1日

3 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
むさしまち薬局	金沢市安江町14番1号 102	令和3年10月1日
り〜ど薬局 入江店	金沢市入江3丁目160番地1	令和3年10月1日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市北町乙11番1及び11番4から11番7まで	金沢市もりの里2丁目195番地 株式会社アピタ 代表取締役 苗加 雅仁	道路 金沢市北町乙11番4
金沢市河原市町口7番1	金沢市河原市町イ135番地 河村 秀一郎 金沢市城南2丁目34番7号 河村 尚哉	

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第10号

令和4年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

令和3年11月11日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

令和4年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。

なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。

- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

令和4年2月16日（水）から同月21日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

(2) 志願者数公表

令和4年2月21日（月）午後3時30分に、本校において行う。

(3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

令和4年2月25日（金）から同年3月1日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(4) 確定志願者数公表

令和4年3月1日（火）午後3時30分に、本校において行う。

(5) 調査書等の提出期間

令和4年3月1日（火）から同月3日（木）まで。

なお、(1)、(3)及び(5)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、令和4年2月21日（月）及び同年3月1日（火）の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。

なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

9 学力検査等

- (1) 学力検査は、令和4年3月8日（火）及び同月9日（水）の両日、入学志願者の全員について本校において行う。
- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月8日（火）	9：00～9：50	10：10～11：00	11：20～12：10
	国 語	理 科	英 語

*各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月9日（水）	9：00～9：50	10：10～11：00	11：15～
	社 会	数 学	面 接

*各教科100点満点（面接を除く。）

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、令和4年3月16日（水）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。
- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を令和4年1月5日（水）以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。
なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定による、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。
- (4) 転勤による県外からの一家転住、その他やむを得ない事情により所定の期間内に願書提出ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。
- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。
なお、その出願期間は、令和4年2月25日（金）から同年3月1日（火）午後3時までとする。
ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあっては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。
- (3) 帰国後3年未満（外国人にあっては入国後3年未満）の者に対する学力検査問題における特別措置
ア 漢字にひらがなのルビを振った学力検査問題（設問の都合上、問題にルビを振らない場合もある。）での受験を希望する場合は、入学願書出願開始日までに、特別措置申請書により教育委員会に申請するものとする。
イ 措置内容については、本人宛てに通知する。

13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

- (1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

- (3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める令和4年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、令和4年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。
なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。
- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。
なお、成績一覧表は、令和4年3月1日（火）から同月3日（木）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は令和4年1月31日（月）から同年2月2日（水）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

- ア 面接は、令和4年2月8日（火）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9 : 00 ~ 9 : 30	9 : 30 ~ 9 : 45	10 : 00 ~
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

- ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

- ア 令和4年2月15日（火）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。
- イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、令和4年2月15日（火）に各中学校長に送付する。
なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、令和4年3月16日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、令和4年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 一般入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア又はイに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条の規定による学校において予防すべき感染症等により、特別な配慮によっても受検できなかった者

イ 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和4年3月8日（火）及び同月9日（水）の両日も原則午前9時までに、本校校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和4年3月9日（水）の原則午後4時までに、中学校長を経由して本校校長へ追検査受検申請書を提出する。その際、追検査受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書、中学校長の副申書など）を添付する。

イ 審査

(ア) 本校校長は、申請書等を審査し、(1)ア又はイに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 本校校長は、令和4年3月10日（木）午後3時までに審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和4年3月25日（金）に本校において行う。

イ 追検査は、検査Ⅰ（国語、外国語（英語（「聞くことの検査」は行わない。）」）、検査Ⅱ（理科、社会、数学）を次の日程により実施する。

3月25日（金）	8：20～8：40	9：00～9：40	10：00～11：00
	受 付	検 査 Ⅰ	検 査 Ⅱ

ウ 配点については、検査Ⅰについては、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱについては理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点とする。

エ 面接及び適性検査については、実施しないこととする。

(5) 選抜結果の通知

本校校長は、選抜結果通知書を作成し、令和4年3月25日（金）に中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は行わない。

16 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める令和4年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、令和4年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び令和4年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。

- (3) 入学者募集に関する問合せ先
 金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）
 電話（076）267-3101 （郵便番号920-0344）

監 査 公 表

●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年11月11日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 野 本 正 人
 金沢市監査委員 下 沢 広 伸

1 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年10月20日
 (2) 措置を講じた局等 農林水産局卸売市場中央卸売市場事務局
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年3月23日(平成21年監査公表第4号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(2) 使用料など負担の見直し</p> <p>市場使用料については、定期的に見直しすることなく長期にわたって料率が据え置かれているので、受益者負担の原則を基本に適時適切に見直しすることが望まれる。</p> <p>なお、見直しに当たっては、経費の節減合理化が前提条件となることでもあり、関係団体への補助金を含め諸経費の縮減合理化に不断に努められたい。</p> <p>また、一般会計繰入金についても、地方公営企業法等に定める基本原則に則り、適切な執行に努められたい。</p>	<p>市場使用料の見直しについては、他市場と比較して料率がやや高い水準にある売上高割使用料の料率を本年度より1,000分の3から1,000分の2.5に引き下げた。今後、市場の再整備に合わせて、利用実態に見合う適正な料金体系に見直すこととしている。</p> <p>また、水産衛生センターに係る繰入れについては、本市場だけでなく一般事業者等から搬入される魚あらを処理し、有機肥料として再利用するための環境衛生施設であることから、一般会計が負担することは妥当であり、これ以外の繰入金については、算出基礎となる営業費用を精査しつつ、国の繰出基準に基づき適切に行っている。</p>

●金沢市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年11月11日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 野 本 正 人
 金沢市監査委員 下 沢 広 伸

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年10月15日
 (2) 措置を講じた局等 都市整備局緑と花の課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和3年4月12日（令和3年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・街路樹維持管理費について 意見（42ページ） 街路樹維持管理業務委託における街路樹の数量について、設計数量と現場の数量に差異がある場合の報告を受託事業者に徹底させる必要がある。</p>	<p>街路樹の数量について、管理委託の受託者に対し、現場の数量の調査報告について依頼し、報告させることとした。</p>
<p>・街路樹維持管理費について 意見（42ページ） 全街路樹を対象とした点検は、街路樹マスタープランで示されている3～5年に一度を目安に実施する必要がある。</p>	<p>今年度から、全街路樹の定期点検について2年で1巡するように実施する。</p>
<p>・城北市民運動公園整備事業費について 意見（81ページ） 金沢城北市民運動公園について、より多くの人に公園施設を認知してもらい、利用促進につながるよう、案内図を掲載する等、ホームページの充実を図る必要がある。</p>	<p>公園案内図を掲載し、ホームページの内容を充実した。</p>
<p>・公園施設整備事業費について 意見（101ページ） 遊戯施設について、撤去及び設置が同一の業者で実施可能な場合は、一連の工事として発注するよう検討する必要がある。</p>	<p>同一の業者で実施可能な場合は、遊戯施設の撤去及び設置を、一連の工事として発注することとした。</p>
<p>・公園施設整備事業費について 意見（101ページ） バリアフリートイレがある公園について、ホームページで公開する必要がある。</p>	<p>バリアフリートイレの情報について、施設オープンデータ（公園）に掲載するとともに、民間アプリ「PARKFUL」に掲載し、金沢市のホームページからリンクを掲載した。</p>
<p>・公園愛護費について 意見（116ページ） 公園愛護団体に対して、公園施設点検が公園愛護活動に含まれていることを周知し、適宜実施するように働きかける必要がある。</p>	<p>公園愛護マニュアルを改訂し、公園施設点検について報告するよう記載するとともに、全団体へ配布し周知徹底した。</p>

（その2）

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年10月15日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・市営住宅の老朽化への対応について 意見（38ページ） 市営住宅老朽化による建替えなど多額の投資が生じるときは、費用対効果の視点から、老朽化施設の廃止や管</p>	<p>令和2年度に策定した「金沢市公営住宅等長寿命化計画（第2期）」において、費用対効果の視点から、老朽</p>

<p>理戸数の縮減、代替的な施策導入の可能性について検討する必要がある。</p>	<p>化施設の廃止や管理戸数の縮減、代替的な施策導入の可能性について検討し、管理戸数の縮減及び計画的な修繕による建物の長期利用に向けた事業選定を行った。</p> <p>また、令和2年度までに着手した緑住宅の老朽化した未耐震の住棟の建替においても管理戸数の縮減を図っている。</p>
--	--

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年10月20日
- (2) 措置を講じた局等 農林水産局農業水産振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日（平成31年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・中山間地域遊休農地活用就農者支援事業費について 意見（31ページ） 土地の賃借料に対する補助金の交付では、農地の栽培状況が確認できる資料を添付する必要がある。</p> <p>・学校体験農園推進事業費について 意見（52ページ） 委託料の積算基準について、定期的に価格調査を行い、必要な場合には適時に単価見直しを行う必要がある。</p> <p>・金沢農業大学の運営について 意見（57ページ） 不用品や農業用資材について、盗難等防止のため適切に管理する必要がある。</p> <p>・加賀野菜産地生産基盤強化事業費について ・加賀野菜等高温乾燥対策産地強化事業費について 意見（97ページ、103ページ） 補助金額を確定する際に、補助対象者の事業費の見積額を補助金額の根拠とする場合は、その見積額の妥当性について検討する必要がある。現状は、事業主体が農協の部会である事業の一部に、見積額の妥当性に疑義があるものが見受けられる。単価審査の方法を再考し改善する必要がある。</p>	<p>農地の栽培状況が確認できる資料については、補助対象事業者の完了実績報告書に、当該で現地調査をした栽培状況が分かる現地写真を添付することとする。</p> <p>委託料を適切に算定するため、予算要求時までに価格調査を実施することとし、必要に応じて単価の見直しを行う。</p> <p>価格調査の手法については、農協への聞き取りや店頭での実勢価格調査によるものとする。</p> <p>不用品や農業用資材の盗難等防止のため、不用品は、処分するまでは保管庫で管理するとともに、農業用資材は、在庫管理表を作成し、毎月確認することとした。</p> <p>補助金額を確定する際に、見積額の妥当性を検討するため、補助対象者からの事業費の見積額とは別に市場価格を調査し、単価審査を行うこととした。価格調査の手法については、農機販売会社への聞き取りやカタログ等での実勢価格調査によるものとする。</p>

消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防衛訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和3年11月11日

金沢市消防長 喜 田 徹

- 場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（末町地内）
日 時 令和3年11月14日（日） 午前8時30分から午前9時まで
場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内（松寺町及び磯部町地内）
日 時 令和3年11月14日（日） 午前10時から午前10時30分まで
場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（大野町4丁目地内）
日 時 令和3年11月14日（日） 午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年11月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 令和3年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等
 - 1トン当たり液化天然ガス平均価格 58,000円
 - 1トン当たり液化プロパン平均価格 73,360円
 - 1トン当たり平均原料価格 59,470円
- 原料価格変動額 30,000円
算式 $89,530円（1トン当たり基準平均原料価格） - 59,470円（1トン当たり平均原料価格） = 30,000円（100円未満切捨て）$
- 1立方メートル当たり調整単位数料金の額
算式 $基準単位数料金の額 - 30,000円（原料価格変動額） / 100円 \times 0.082円$
この結果、令和3年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から24.60円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第32号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年11月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 令和3年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 73,360円
- 原料価格変動額 12,900円
算式 $86,340円（1トン当たり基準平均原料価格） - 73,360円（1トン当たり平均原料価格） = 12,900円（100円未満切捨て）$
- 1立方メートル当たり調整単位数料金の額
算式 $基準単位数料金の額 - 12,900円（原料価格変動額） / 100円 \times 0.204円$
この結果、令和3年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から26.32円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

◎正 誤

○令和3年11月1日付け金沢市公報第3057号

頁	箇 所	誤	正
5	上から15行目	成田 裕	特定非営利活動法人ガイア自然学校

令和3年(2021年)11月11日 印刷
令和3年(2021年)11月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄